

資料

札幌市のホームページでは、以下の情報をご覧ください。

札幌市たばこの吸い殻及び空き缶等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て条例)
【札幌市環境局事業廃棄物課】

違反者には、過料が科せられます。 NO!

罰則(過料) / Penalty
罰款1000日元 ¥1,000

1,000



禁止行為 Prohibited Acts / 禁止行为		
市内全域 Entire City 市内全域	たばこの吸い殻や空き缶等の ポイ捨て禁止 Littering Prohibited / 禁止乱扔废弃物	
制限区域内 Within the restricted area 制限区域内	公共の場所で 「歩きたばこ」等の禁止 Smoking while walking is prohibited 禁止“边走边吸烟”等	

努力義務 Obligatory Effort / 努力义务		
制限区域外 Outside the restricted area 制限区域外	公共の場所で 「歩きたばこ」等はやめましょう Help stop smoking while walking 请停止“边走边吸烟”	



札幌市ポイ捨て等防止条例

Sapporo Anti-Littering Ordinance / 札幌市关于禁止随地丢弃垃圾的条例
【問い合わせ先】札幌市環境局事業廃棄物課 TEL011-211-2927

喫煙制限区域

Restricted Smoking Area
限制吸烟区域



<http://www.city.sapporo.jp/seiso/poisute/index.html>

職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

【厚生労働省】

改正健康増進法の施行に関するQ&A

【厚生労働省】

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/tabako/jigyousyamuke.html>

健康増進法における受動喫煙に係る違反行為の一覧 (2020年4月～)

No	違反の種類	義務の内容	義務の対象	条項	処分内容	過料
1	「喫煙器具、設備等の設置」の違反	特定施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所に喫煙をするための器具及び設備を設置してはならない。	管理権原者等	第30条第1項 第32条第1～3項 第76条第1号	勧告、公表、命令	50万円以下
2	「喫煙専用室等の構造・設備の技術的基準適合」の違反	喫煙専用(喫煙目的)室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用(喫煙目的)室の構造・設備が技術的基準に適合するように維持しなければならない。	管理権原者	第33条第4項 第34条第1～3項 第35条第5項 第36条第2～4項 第76条第1号	勧告、公表、命令	
3	「喫煙目的室設置施設の政令要件維持」の違反	喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第28条第7号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。	管理権原者	第35条第4項 第36条第1、3、4項 第76条第1号	勧告、公表、命令	
4	「標識の掲示」の違反	第二種施設等(喫煙目的施設)の管理権原者は、喫煙専用(喫煙目的)室を設置し、当該場所に標識を掲示したときは、直ちに、当該施設等の主たる出入口の見やすい箇所に標識を掲示しなければならない。	管理権原者	第33条第3項 第35条第3項 第76条第2号	—	
5	「標識の目的外の掲示・除去、類似標識の掲示、標識の汚損等」の違反	何人も、特定施設等において喫煙専用室標識等又はそれに類似する標識を掲示してはならない。また、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他識別を困難にする行為をしてはならない。	全ての者	第37条第1、2項 附則第4条第1、2項 第76条第2号	—	
6	「喫煙禁止場所における喫煙」の違反	何人も、正当な理由がなく、喫煙禁止場所において喫煙してはならない。	全ての者	第29条第1、2項 第77条第1号	命令	30万円以下
7	「標識の除去」の違反	喫煙専用(喫煙目的)室設置施設等の管理権原者は、全ての喫煙専用(喫煙目的)室等を廃止したときは、直ちに、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に掲示した標識を除去しなければならない。	管理権原者	第33条第6、7項 第35条第9、10項 第77条第2号	—	
8	「帳簿の未作成、虚偽記載、未保存」の違反	喫煙目的(喫煙可能)室設置施設の管理権原者は、帳簿を備え、当該施設の政令で定める要件に関し、省令で定める事項を記載し(省令で定めるものを備え)、これを保存しなければならない。	管理権原者	第35条第6項 第78条第1号 附則第2条第8項	—	20万円以下
9	「未報告、虚偽報告、検査拒否、虚偽答弁等」の違反	市長等からの求めに対して受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関する報告をすること。職員の立入、検査、質問に応じること。	管理権原者等	第38条第1項 第78条第2号 附則第2条第8項 附則第3条第6項	—	
10	「特定屋外喫煙場所の要件適合」の違反	特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の一部の場所のうち、管理権原者によって区画され、標識を掲示し、省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。	管理権原者	第28条第13号	—	
11	「喫煙禁止場所における喫煙」の違反	特定施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所において喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は退出を求めるよう努めなければならない。	管理権原者等	第30条第2項	—	
12	「20歳未満立入禁止」の違反	管理権原者等は、20歳未満の者を喫煙専用室、喫煙目的室、喫煙可能室、指定たばこ専用喫煙室に立ち入らせてはならない。	管理権原者等	第33条第5項 第35条第7項 附則第2条第1項 附則第3条第1項	—	
13	「喫煙目的室設置施設等の営業に関する広告・宣伝」の違反	喫煙目的(喫煙可能)(指定たばこ専用喫煙)室設置施設の管理権原者等は、営業については、喫煙目的(喫煙可能)(指定たばこ専用喫煙)室設置施設である旨を明らかにしなければならない。	管理権原者等	第35条第8項 附則第2条第4項 附則第3条第2項	—	



受動喫煙対策推進マスコット
「けむいモン」

札幌市受動喫煙対策ハンドブック

令和2年(2020年)3月発行
令和2年(2020年)7月改訂

札幌市保健所健康企画課

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目
TEL 011-622-5151 FAX 011-622-7221